

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警察庁丁交企発第307号  
令和7年12月11日  
警察庁交通局交通企画課長

### 「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」の運用開始について（通達）

自転車の交通安全教育については、令和6年2月に「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」が取りまとめた「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する報告書」において、「民間事業者が行っている自転車の交通安全教育の内容を都道府県警察が認定するような制度を構築し、交通安全教育の実施主体を拡大できるようにする」とされたほか、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）に対する衆・参両議院の附帯決議において、「官民連携の強化を図るとともに民間事業者による自転車交通安全教育の質の向上に向けた施策を着実に実施し、ライフステージに応じた交通安全教育の充実を図ること」とされた。

これらを踏まえ、自転車の交通安全教育の需要（自転車の交通安全教育の実施に関する学校や自治体等のニーズ）と供給（事業者による交通安全教室等のシーズ）のマッチングを促進し、自転車の交通安全教育の充実化を図るため、本日、公表された「自転車の交通安全教育ガイドライン」（令和7年12月付け自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会）に即した効果的な自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等を都道府県警察において公表する「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」を開始することとした。

本制度の運用要綱については、別紙のとおりとし、令和8年1月5日から運用を開始することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱

### 1 趣旨

この要綱は、「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 目的

「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即した効果的な自転車の交通安全教育を行う事業者・団体等を警察が「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表することで、自転車の交通安全教育の需要と供給のマッチングを促進し、自転車の交通安全教育の充実化を図ることを目的とする。

### 3 公表の対象

公表を受けようとする都道府県警察の管轄区域内において自転車の交通安全教室等を業として行う者であって、以下の基準（以下「公表基準」という。）に適合するものを公表の対象とする。

- (1) 主催する自転車の交通安全教室等における教育内容に自転車に関する交通法規が含まれること。
- (2) 主催する自転車の交通安全教室等における教育内容及び教育方法が、受講者のライフステージの特性に応じた効果的なものとなるよう「自転車の交通安全教育ガイドライン」に即したものとなっていること。
- (3) 主催する自転車の交通安全教室等の実施回数が原則として年に4回以上あること。
- (4) 主催する自転車の交通安全教室等の実施に当たり、責任者（18歳以上の者に限る。）及び自転車の交通安全教育の実地経験を有する者を配置し（交通安全教育の実地経験を有する者が責任者である場合を含む。）、かつ、教育内容に応じて必要な体制を備えていると認められること。
- (5) 6(1)ア(ウ)又は(エ)により公表の取りやめがなされ、その取りやめの日から起算して2年を経過していない者でないこと。
- (6) 代表者若しくは役員又は主催する自転車の交通安全教室等の実施に携わる者が以下のいずれにも該当しないこと。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
  - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等に当たる違法な行為を行うおそれがある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12

条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ その他公表に適さない事由が認められる者

#### 4 公表等手続

##### (1) 公表の申出

公表を受けようとする者は、申出書（別記様式第1号）及び誓約書（別記様式第2号）に必要事項を記載の上、当該者が公表基準に適合することを確認することができる書類（指導マニュアル、教育カリキュラム、配布教材等）を添えて、当該者の事業所の所在地又は主な交通安全教育の実施場所を管轄する都道府県警察（以下「主担当警察」という。）に提出し、申出を行うこととする。

##### (2) 公表基準の適合性の判断

主担当警察は、(1)の申出を行った者（以下「申出事業者」という。）が公表基準に適合するものであるかについて、(1)で提出を受けた書類（以下「申出書類」という。）により確認する。申出書類により、公表基準に適合しているか判断が難しい場合には、必要な範囲で追加資料の提出依頼、ヒアリング、実地調査等を行うこととする。また、申出事業者が他の都道府県においても自転車の交通安全教育を実施しており、当該実施状況を確認する必要がある場合には、管轄の都道府県警察と連携するものとする。

##### (3) 公表

ア 主担当警察は、申出事業者が公表基準に適合する場合には、「自転車の交通安全教育実施事業者」として自らの都道府県警察のウェブサイト（以下「公表サイト」という。）上に公表年月日、企業・団体名、所在地、連絡先、ホームページURL及び教育対象（以下「公表項目」という。）を公表するとともに、公表通知書（別記様式第3号）により、公表する旨について当該事業者（以下「公表事業者」という。）に通知するものとする。

また、申出事業者が公表基準に適合しない場合には、主担当警察は、不公表通知書（別記様式第4号）により、公表を行わない旨について理由を記載の上、当該事業者に通知するものとする。

イ アの公表に当たり、公表事業者が主担当警察の管轄外の都道府県（以下「活動エリア」という。）における交通安全教育に係る公表の依頼を行った場合、主担当警察は、活動エリアを管轄する都道府県警察（以下「従担当警察」という。）に対し、活動エリア公表通知書（別記様式第5号）に申出書類の写しを添えて通知するものとする。

ウ イの通知を受けた従担当警察は、当該公表事業者を「自転車の交通安全教育実施事業者」として公表サイト上に公表項目を公表するものとする。

#### (4) 判断期間

(1)により、申出書類を受理した主担当警察は、原則として30日以内に申出事業者に公表又は非公表の旨を通知するよう努めるものとする。

#### (5) 申出内容変更及び公表の取りやめの申出

ア 公表事業者は、申出内容を変更するとき又は公表を取りやめるときには、速やかに申出書（別記様式第1号）を主担当警察に提出するものとする。この場合において、公表事業者が活動エリアの公表を受けているときは、主担当警察は、提出を受けた申出書の写しを従担当警察に送付するものとする。

イ 公表内容の変更に係る申出を受けたときには、主担当警察及び従担当警察は、速やかに公表サイトの公表内容を変更するものとする。

### 5 年次報告

- (1) 公表事業者は、毎年度、前年度の交通安全教育実施状況について、自転車の交通安全教育実施状況報告書（別記様式第6号）により主担当警察に報告するものとする。
- (2) 公表事業者が活動エリアの公表を受けているときは、主担当警察は、(1)により報告を受けた自転車の交通安全教育実施状況報告書の写しを従担当警察に送付するものとする。

### 6 公表の取りやめ

#### (1) 公表の取りやめ事由

ア 主担当警察は、公表事業者が以下のいずれかに該当するときは、公表を取りやめることができる。

- (ア) 公表事業者から4(5)による公表取りやめの申出があったとき
- (イ) 公表事業者が3(1)から(4)に定める公表基準に適合しなくなったとき
- (ウ) 公表事業者が3(6)に定める公表基準に適合しなくなったとき
- (エ) 偽りその他不正の手段により公表を受けたことが判明したとき
- (オ) その他公表を継続することに適さない事由が発生したと認められるとき

イ 従担当警察は、公表事業者がア(イ)から(オ)に該当すると判明した場合及び公表に関して疑義が認められる場合には、主担当警察と協議するものとする。

#### (2) 公表の取りやめの通知

主担当警察は、公表事業者に対して(1)アによる公表の取りやめを行うときは、公表取りやめ通知書（別記様式第7号）により、その旨を当該公表事業者に対して通知するものとする。

#### (3) 従担当警察への通知

主担当警察は、(1)アによる公表の取りやめを行う公表事業者が、活動エリアの公表を受けているときは、遅滞なく当該活動エリアを管轄する従担当警察に対し、活動エリア公表取りやめ通知書（別記様式第8号）により、公表の取りやめについて

理由を記載の上、通知するものとする。この場合において、同通知を受けた従担当警察は当該公表事業者の公表を取りやめるものとする。

## 7 警察庁への報告等

- (1) 主担当警察は、4(3)の公表、4(5)の申出内容の変更又は6の公表の取りやめを行ったときは、遅滞なく当該事業者に係る公表項目を別途定める様式により警察庁に報告するものとする。
- (2) 警察庁は、(1)の報告を受けたときは、当該事業者の公表項目についてウェブサイト上への公表、公表している内容の変更又は公表の取りやめをするものとする。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、都道府県警察は本制度の運用に関し必要な事項を定めることができるものとする。

## 9 制度の周知等について

警察庁及び都道府県警察は、各種機会を捉えて、自転車の交通安全教育を行う企業又は関係団体及び自転車の交通安全教育の需要側である学校等教育機関、自治体、一般家庭等に対し積極的に本制度を周知するものとする。

## 別記様式第1号

## 申出書

年　月　日

殿

申出者

住所

氏名

申出区分		<input type="checkbox"/> 新規申出	<input type="checkbox"/> 申出内容変更	<input type="checkbox"/> 取りやめ			
申出者情報	企業・団体名	(ふりがな)					
	所在地	〒					
		電話 ( ) - 番					
	代表者及び役員名						
担当者	課係名						
		(ふりがな)					
	氏名						
	連絡先	電　話	( ) - 番				
		メールアドレス	@				
公表(変更)	企業・団体名	<input type="checkbox"/> 申出者情報に同じ					
	所在地	<input type="checkbox"/> 申出者情報に同じ					
連絡先							
ホームページ URL							
依頼事項	活動都道府県	<input type="checkbox"/> 北海道	<input type="checkbox"/> 茨城県	<input type="checkbox"/> 長野県	<input type="checkbox"/> 滋賀県	<input type="checkbox"/> 岡山県	<input type="checkbox"/> 佐賀県
		<input type="checkbox"/> 青森県	<input type="checkbox"/> 栃木県	<input type="checkbox"/> 静岡県	<input type="checkbox"/> 京都府	<input type="checkbox"/> 広島県	<input type="checkbox"/> 長崎県
		<input type="checkbox"/> 岩手県	<input type="checkbox"/> 群馬県	<input type="checkbox"/> 富山県	<input type="checkbox"/> 大阪府	<input type="checkbox"/> 山口県	<input type="checkbox"/> 熊本県
		<input type="checkbox"/> 秋田県	<input type="checkbox"/> 埼玉県	<input type="checkbox"/> 石川県	<input type="checkbox"/> 兵庫県	<input type="checkbox"/> 徳島県	<input type="checkbox"/> 大分県
		<input type="checkbox"/> 宮城県	<input type="checkbox"/> 千葉県	<input type="checkbox"/> 福井県	<input type="checkbox"/> 奈良県	<input type="checkbox"/> 香川県	<input type="checkbox"/> 宮崎県
		<input type="checkbox"/> 山形県	<input type="checkbox"/> 神奈川県	<input type="checkbox"/> 岐阜県	<input type="checkbox"/> 和歌山県	<input type="checkbox"/> 愛媛県	<input type="checkbox"/> 鹿児島県
		<input type="checkbox"/> 福島県	<input type="checkbox"/> 新潟県	<input type="checkbox"/> 愛知県	<input type="checkbox"/> 鳥取県	<input type="checkbox"/> 高知県	<input type="checkbox"/> 沖縄県
		<input type="checkbox"/> 東京都	<input type="checkbox"/> 山梨県	<input type="checkbox"/> 三重県	<input type="checkbox"/> 島根県	<input type="checkbox"/> 福岡県	

	教育対象	<input type="checkbox"/> 未就学児 <input type="checkbox"/> 小学生（1～3年生） <input type="checkbox"/> 小学生（4～6年生） <input type="checkbox"/> 中学生	<input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 成人 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	交通安全教育の年間実施回数		回
	実施体制	<input type="checkbox"/> 責任者（18歳以上）を配置している <input type="checkbox"/> 交通安全教育の実地経験を有する者を配置している <input type="checkbox"/> 教育内容に応じて必要な体制を備えている（受講者名につき名配置）	
活動概要	教育方法	<input type="checkbox"/> 道路での実技 <input type="checkbox"/> 道路外（公園など）での実技 <input type="checkbox"/> オンライン講習	<input type="checkbox"/> シミュレータ体験 <input type="checkbox"/> 対面講習 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	交通法規の教育内容	<input type="checkbox"/> 道路交通法上の自転車の位置付け <input type="checkbox"/> 自転車の通行場所と通行方法 <input type="checkbox"/> 横断歩行者の優先 <input type="checkbox"/> 並進の禁止 <input type="checkbox"/> 駐輪場所・駐輪方法 <input type="checkbox"/> 信号機の信号に従う義務 <input type="checkbox"/> 徐行すべき場所 <input type="checkbox"/> 指定場所における一時停止 <input type="checkbox"/> 右左折の方法 <input type="checkbox"/> 交差点の通行方法 <input type="checkbox"/> 踏切の通行方法	<input type="checkbox"/> 飲酒運転の禁止 <input type="checkbox"/> 携帯電話使用等の禁止 <input type="checkbox"/> 乗車の制限等 <input type="checkbox"/> イヤホン・傘差し運転の禁止 <input type="checkbox"/> 制動装置不良自転車の運転の禁止 <input type="checkbox"/> ライトの点灯 <input type="checkbox"/> ヘルメットの着用 <input type="checkbox"/> 点検整備 <input type="checkbox"/> 事故時の対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	備考		

記載要領 1 該当する□にレ点を付すこと。

- 2 活動都道府県欄は、交通安全教育を実施する場所として、都道府県警察による公表を依頼する都道府県名にレ点を付すこと。
- 3 申出内容変更の場合は、変更を依頼する箇所に変更後の内容を記載すること。
- 4 備考欄には、申出内容変更の事由等や取りやめの理由等について記載すること。
- 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号

年　月　日  
殿

企 業 ・ 団 体 名

代表者又は役員氏名（自署）

誓 約 書

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づく申出を行うに当たり、下記のこととを誓約します。

記

- 1 自転車の交通安全教育実施事業者公表制度の趣旨を理解し、企業・団体の名称その他必要事項を都道府県警察及び警察庁のウェブサイトに掲載することに同意する。
- 2 代表者又は役員が次のアからオに記載の事項に該当しない。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
  - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等に当たる違法な行為を行うおそれがある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令を受けた日から起算して2年を経過しないものであること。（裏面参照）
  - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 3 自転車教室等に携わる者が前記2に該当しない。
- 4 運用要綱に定める公表の取りやめ事由が認められたときは、都道府県警察が公表の取りやめを行う場合があることに同意する。

## (裏)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

### （暴力的 requirement 行為等に対する措置）

第12条 公安委員会は、第10条第1項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力団員又は当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員に対して暴力的 requirement 行為をすることを要求し、依頼し、又は唆すことを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第10条第2項の規定に違反する行為が行われており、当該違反する行為に係る暴力的 requirement 行為の相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該違反する行為をしている者に対し、当該違反する行為を中止することを命じ、又は当該違反する行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

### （準暴力的 requirement 行為の要求等に対する措置）

第12条の4 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をする場合において、前条の規定に違反する行為に係る準暴力的 requirement 行為が行われるおそれがあると認めるときは、当該命令に係る同条の規定に違反する行為の相手方に対し、当該準暴力的 requirement 行為をしてはならない旨の指示をするものとする。

### （準暴力的 requirement 行為に対する措置）

第12条の6 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的 requirement 行為が行われており、その相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該準暴力的 requirement 行為をしている者に対し、当該準暴力的 requirement 行為を中止することを命じ、又は当該準暴力的 requirement 行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前条の規定に違反する準暴力的 requirement 行為が行われた場合において、当該準暴力的 requirement 行為をした者が更に反復して当該準暴力的 requirement 行為と類似の準暴力的 requirement 行為をするおそれがあると認めるときは、その者に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて、準暴力的 requirement 行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

公表通知書

所在地

企業・団体名

殿

年　　月　　日付けで受理した公表申出については、「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づき、公表することとしたので通知します。

年　　月　　日

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号

不公表通知書

所 在 地

企業・団体名

殿

年 月 日付けで受理した公表申出については、「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づき、下記理由により、公表しないこととしたので通知します。

記

理由

年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号

年　月　日

御中

活動エリア公表通知書

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づき、貴警察の管轄を活動エリアとする事業者を公表したことから、下記のとおり通知します。

記

公表年月日	
企業・団体名	
所在地	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号

年 月 日

殿

企業・団体名  
代表又は役員名

自転車の交通安全教育実施状況報告書

年度中における自転車の交通安全教育実施状況を下記のとおり報告します。

記

実施回数	回
参加者総数	人
事業の詳細	別添「事業報告」のとおり（全 枚）

別添

## 事業報告

番号	年度 一 号																								
事業名																									
開催日時	年 月 日 : ~ :																								
開催場所	都道 府県																								
責任者	( 歳)																								
交通安全教育 実地経験者	<input type="checkbox"/> 責任者に同じ																								
参加人員	人	内訳 ・未就学児 人、・小学生 人 ・中学生 人、・高校生 人 ・高齢者 人、・その他 人 <small>(65歳以上)</small>																							
教育方法	<input type="checkbox"/> 道路での実技 <input type="checkbox"/> 講話・座学 <input type="checkbox"/> 道路外（公園など）での実技 <input type="checkbox"/> シミュレータ体験 <input type="checkbox"/> 講話・座学 <input type="checkbox"/> その他（ ）																								
実施内容等	交通法規の 教育内容 <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/>道路交通法上の自転車の位置付け</td> <td><input type="checkbox"/>飲酒運転の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>自転車の通行場所と通行方法</td> <td><input type="checkbox"/>携帯電話使用等の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>横断歩行者の優先</td> <td><input type="checkbox"/>乗車の制限等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>並進の禁止</td> <td><input type="checkbox"/>イヤホン・傘差し運転の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>駐輪場所・駐輪方法</td> <td><input type="checkbox"/>制動装置不良自転車の運転の禁止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>信号機の信号に従う義務</td> <td><input type="checkbox"/>ライトの点灯</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>徐行すべき場所</td> <td><input type="checkbox"/>ヘルメットの着用</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>指定場所における一時停止</td> <td><input type="checkbox"/>点検整備</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>右左折の方法</td> <td><input type="checkbox"/>事故時の対応</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>交差点の通行方法</td> <td><input type="checkbox"/>その他（ ）</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>踏切の通行方法</td> <td></td> </tr> </table>			<input type="checkbox"/> 道路交通法上の自転車の位置付け	<input type="checkbox"/> 飲酒運転の禁止	<input type="checkbox"/> 自転車の通行場所と通行方法	<input type="checkbox"/> 携帯電話使用等の禁止	<input type="checkbox"/> 横断歩行者の優先	<input type="checkbox"/> 乗車の制限等	<input type="checkbox"/> 並進の禁止	<input type="checkbox"/> イヤホン・傘差し運転の禁止	<input type="checkbox"/> 駐輪場所・駐輪方法	<input type="checkbox"/> 制動装置不良自転車の運転の禁止	<input type="checkbox"/> 信号機の信号に従う義務	<input type="checkbox"/> ライトの点灯	<input type="checkbox"/> 徐行すべき場所	<input type="checkbox"/> ヘルメットの着用	<input type="checkbox"/> 指定場所における一時停止	<input type="checkbox"/> 点検整備	<input type="checkbox"/> 右左折の方法	<input type="checkbox"/> 事故時の対応	<input type="checkbox"/> 交差点の通行方法	<input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 踏切の通行方法	
<input type="checkbox"/> 道路交通法上の自転車の位置付け	<input type="checkbox"/> 飲酒運転の禁止																								
<input type="checkbox"/> 自転車の通行場所と通行方法	<input type="checkbox"/> 携帯電話使用等の禁止																								
<input type="checkbox"/> 横断歩行者の優先	<input type="checkbox"/> 乗車の制限等																								
<input type="checkbox"/> 並進の禁止	<input type="checkbox"/> イヤホン・傘差し運転の禁止																								
<input type="checkbox"/> 駐輪場所・駐輪方法	<input type="checkbox"/> 制動装置不良自転車の運転の禁止																								
<input type="checkbox"/> 信号機の信号に従う義務	<input type="checkbox"/> ライトの点灯																								
<input type="checkbox"/> 徐行すべき場所	<input type="checkbox"/> ヘルメットの着用																								
<input type="checkbox"/> 指定場所における一時停止	<input type="checkbox"/> 点検整備																								
<input type="checkbox"/> 右左折の方法	<input type="checkbox"/> 事故時の対応																								
<input type="checkbox"/> 交差点の通行方法	<input type="checkbox"/> その他（ ）																								
<input type="checkbox"/> 踏切の通行方法																									

- 記載要領
- 1 年間で複数回の事業を実施した場合は、事業ごとに作成すること。
  - 2 番号欄には年度ごとに通し番号を付して記載すること。
  - 3 事業名欄は、自転車教室の名称やイベント名称を記載すること。
  - 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備考
- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
  - 2 事業に関するリーフレットや写真があれば添付すること。

公表取りやめ通知書

公表年月日

所在地

企業・団体名

殿

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づき、下記理由により、  
公表を取りやめたので通知します。

記

理由

年　　月　　日

別記様式第8号

年　月　日

御中

活動エリア公表取りやめ通知書

「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度」運用要綱に基づき、貴警察の管轄を活動エリアとする事業者の公表を取りやめたことから、下記のとおり通知します。

記

取りやめ年月日	
企業・団体名	
所 在 地	
理 由	
備 考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。